

平成24年6月22日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 先本英雄
 平成24年(イ)第90号 不当利得返還請求事件
 口頭弁論終結日 平成24年6月4日

判 決

山口県防府市

原 告 X /

山口県防府市

原 告 X 2

上記二名訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

上記二名訴訟復代理人弁護士 中 村 覚

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役

主 文

- 1 被告は、原告 X / に対し、金69万1727円及び内金57万5660円に対する平成24年2月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告 X 2 に対し、金46万1755円及び内金36万2369円に対する平成24年2月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求 主文同旨

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

(1) 原告 X1 は別紙計算書1のとおり、原告 X2 は別紙計算書2 のとおり、それぞれ、貸金業者である訴外株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）との間で、各計算書記載の「年」、「月」、「日」欄記載の各年月日に、同「貸付金」及び「支払金」の各欄記載の各金額について、継続的に借入及び弁済を行った（以下、別紙計算書1の取引を「本件取引1」、同計算書2の取引を「本件取引2」という。）。

なお、被告は、平成23年7月1日、ライフを吸收合併し、ライフの権利関係を被告が承継した（以下、ライフと被告を区別せず、単に「被告」という。）。

(2) 本件取引1及び同2を、利息制限法（行為当時のもの。以下同じ。）所定の利率により引き直して計算すると、別紙計算書1及び同2のとおり過払金が生じており、当該各過払金について、各原告は同額の損失を被り、被告は法律上の原因なくしてこれらを利得している。

(3) 被告は、前項の利得について、民法704条の悪意の受益者である。

(4) よって、各原告は、被告に対し、民法703条に基づく不当利得返還請求及び同704条前段に基づく利息請求として、次の各支払を求める。

ア 本件取引1（原告 X1 ）

過払金57万5660円、平成24年2月20日までに生じた確定利息11万6067円及び過払金に対するその翌日から支払済みまで年5分の割合による利息

イ 本件取引2（原告 X2 ）

過払金36万2369円、平成24年2月28日までに生じた確定利息9万9386円及び過払金に対するその翌日から支払済みまで年5分の割合による利息

2 被告の反論等の要旨

- (1) 被告は、民法704条の悪意の受益者には該当しない。
- (2) 仮に被告が悪意の受益者であったとしても、
- ア 民法704条に基づく利息発生の起算日は、訴状送達の日の翌日とすべきである。
- イ 本件各取引の過程で生じた過払金に対する利息を、過払元金より先に、本件各取引において各原告に新たに発生した借入金債務に充当することは認められない。

第3 裁判所の判断

- 1 甲1、甲2及び弁論の全趣旨によると、本件各取引がなされたことが認められる（別紙計算書1の「年」は、平成の元号年と認められる。）。
- また、本件各取引は、いずれも借入金債務につき利息制限法1条所定の制限を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、特段の事情がない限り、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ同過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでいると解される基本契約に基づくものと推認される。
- 2 貸金業者が制限超過利息を債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法（行為当時のもの。以下同じ。）43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しております、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される。

本件では、被告は、貸金業法43条1項の適用があること及び制限超過利息を受領した各時点における貸金業法43条1項の適用があるとの認識の存在について何ら立証をしておらず、前記特段の事情を論ずる余地はないから、被告が前記悪意の受益者であるとの推定を覆すことはできない。

- 3 金銭消費貸借の借主が利息制限法1条所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、

貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生のときから同条前段所定の利息を支払わなければならない。本件各取引についてもこれが妥当することは、最高裁の判例に照らし明らかである。

4 本件各取引のように、基本契約に基づき継続的に貸付けとその返済が繰り返される形態の金銭消費貸借取引においては、借主は、借入総額の減少を望み、複数の権利関係が発生するような事態が生じることは望まないのが通常と考えられるところ、これは過払金に対して生じた利息についても同様であって、過払金充当合意には、同利息についてもその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意が含まれていると解するのが合理的である。

そして、過払金とこれに対する利息が生じた後、各原告に新たに借入金債務が発生した場合には、充当に関する異なる合意がなされる等の特段の事情がない限り、民法491条により、利息、過払金の順で当該借入金債務に充当されるべきものと解される。

よって、取引の過程で生じた過払金に対する利息を、過払元金より先に、借入金債務に充当することは認められないとする被告の主張には理由がない（なお、本件取引2については、過払金に対する利息が生じた後に借入金債務は発生しておらず、被告の主張は失当である。）。

第4 まとめ

以上の認定説示を前提にすると、各原告の請求は理由がある。

なお、仮執行免脱宣言の申立ては相当でないから却下する。

防府簡易裁判所

裁 判 官 西 岡 雅 和

これは 正本 である。

平成24年6月22日

防府簡易裁判所B係

裁判所書記官 先 本 英 雄

